

## 8 感染症患者

### (1) 現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあります。

その中でも性感染症、特にH I V感染症については、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要であり、検査による早期発見と治療によってエイズ\*\*発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めるための、正しい知識の普及が必要です。

また、ハンセン病\*に関しては、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止され、2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要です。

### (2) 施策の方向

#### 1) 感染症患者全般

感染症発生時又は疑い事例の発生時には、科学的知見に基づかない消毒等の措置が行われたり、患者の解雇等の雇用問題や風評被害による経済的損失、個人情報に関する不適切な事例等が発生しないよう、患者や関係者等の人権に配慮された施策が行われるよう啓発に努めます。

また、感染症のまん延防止のために法に基づいて必要な措置を行う場合でも、可能な限り個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づくことを原則とするなど、適切な手続きが行われるように努めます。

#### 2) H I V感染者\*\*・エイズなど性感染症患者

学校教育においては、発達段階に応じた性感染症教育を通して正しい知識を身につけることにより偏見や差別をなくすとともに、H I V感染の予防の徹底を図ります。

保健所、医療機関等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であることから、所要の研修を実施します。

H I V感染者・エイズ・その他の性感染症患者に対する偏見や差別を撤廃し、予防を徹底するため、「世界エイズデー」（12月1日）に合わせてキャンペーンを実施するとともに、リーフレット等を配布し、正しい知識の普及・啓発を行います。

また、母子保健事業や学校教育現場等と連携した幅広い機会を通じ、エイズなど性感染症の正しい知識の普及を図ります。

H I V感染の特性から、相談・検査等保健医療サービスが利用者への説明と本人の同意に基づき提供されることが重要であることから、希望者が容易に相談・検査の機会が得られるように体制の整備を図ります。

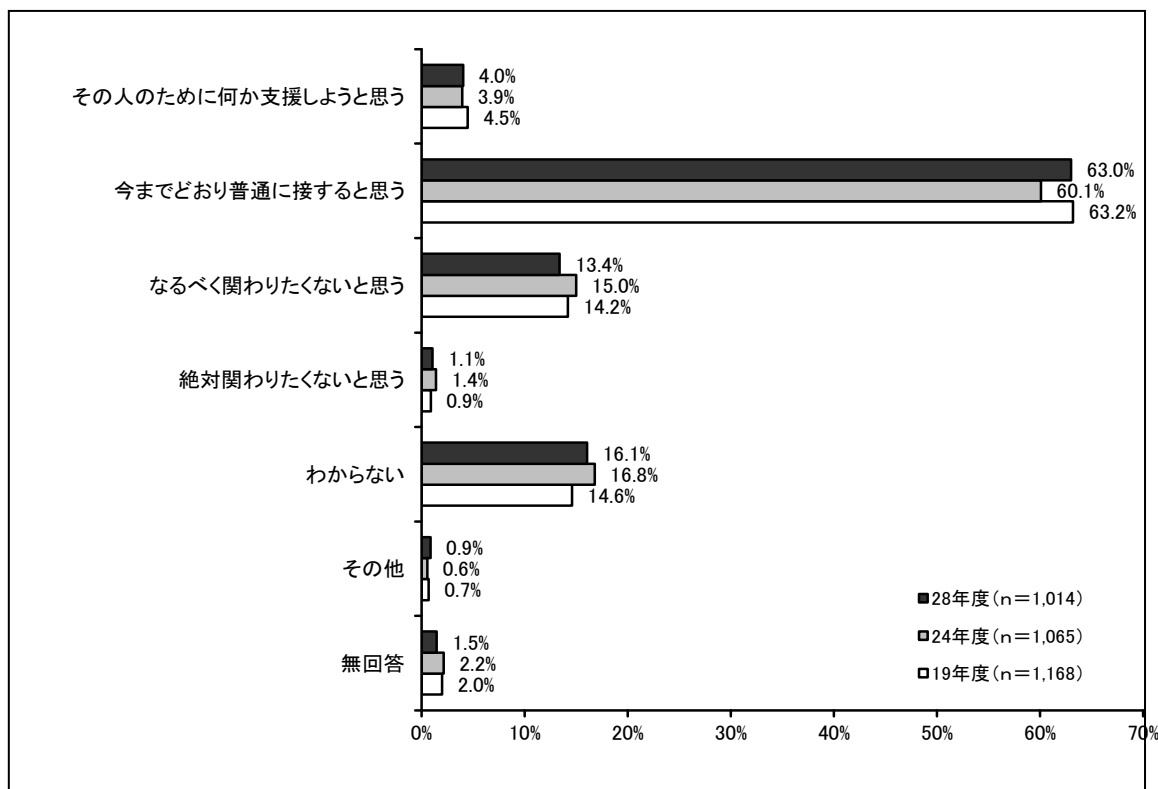
### 3) ハンセン病患者等

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者等への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。また、療養所での生活を余儀なくされている患者等の人々に対して、故郷との絆の復旧と福祉の向上に努めます。

ハンセン病を正しく理解するための講演会や高校生のための副読本等の教育・啓発資料の配布等を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

ハンセン病患者等の高齢化に伴い、故郷への想いが一層強くなっている入所者に対して、一人ひとりの要望に基づいて、故郷との交流、里帰りや施設訪問等をきめ細かく積極的に進めます。

- 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方  
 Q あなたの職場や地域に感染症患者等がいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なこと

Q ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のためには、どうしたらよいとお考えですか。重要だと思うものを3つまで選んで○をつけてください。

